

地域学校協働活動推進員 ハンドブック

～学校・家庭・地域が ONE TEAM になる～



令和2年4月
山口県教育委員会



「家庭の元気応援キャンペーン」
マスコットキャラクター「ファミリン」

Iはじめに

このハンドブックは、現在県下で、地域と学校がパートナーとして協働できるよう、相互をつないでいる「地域学校協働活動推進員」の活動内容の紹介を通じて、その役割や意義を広く皆様に知っていただくとともに、市町教育委員会が委嘱を行う際の参考としていただけるよう、委嘱の流れや設置要綱例をまとめたものです。

法が改正（平成29年4月施行）され、

「地域学校協働活動推進員」の名称が登場しました！

○社会教育法の改正 ※一部抜粋

■教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、**地域学校協働活動推進員**を委嘱することができる。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正 ※一部抜粋

■学校運営協議会の委員は、次に掲げる者について、
教育委員会が任命する。
↓
・社会教育法に規定する**地域学校協働活動推進員**
その他の対象学校の運営に資する活動を行う者



I 目次

- ① いま学校・家庭・地域に求められていることは？…………P 2
- ② 地域学校協働活動推進員とは？…………P 3
- ③ 地域学校協働活動推進員の声を紹介します！…………P 6
- ④ 地域学校協働活動推進員の活動事例①【光市】…………P 8
地域学校協働活動推進員の活動事例②【山口市】…………P10
- ⑤ 地域学校協働活動推進員の委嘱までの流れ…………P12
- ⑥ 設置要綱例（〇〇市の場合）…………P13

「地域学校協働活動の組織的・継続的な実施を図るために、教育委員会と地域学校協働活動推進員との間で、当該推進員が具体的に行うべき業務の内容や、遵守すべき事項等を明確にした上で、活動の推進主体である教育委員会が責任をもって依頼することが望ましい」とされています。

出典「地域学校協働活動推進員の委嘱のための参考手引」

H30年11月 文部科学省



① いま学校・家庭・地域に求められていることは?

環境が急速に変化していくこの時代、**社会総がかり**による子どもたちの「豊かな学び」を実現することが重要です。子どもも大人も地域の魅力を実感・再発見し、地域を活性化させるために、いま**学校と家庭と地域が協働した取組**が求められています。



② 地域学校協働活動推進員とは?

(1) 地域学校協働活動

地域が学校や子どもたちを「応援・支援」するという一方の関係から、地域と学校がパートナーシップに基づき双方向の関係となって行う活動のことです。

【協働】→ 同じ目的のために**対等な立場**でともに働くこと

(2) 地域学校協働活動推進員

地域学校協働活動の**主体は「人」**であり、その中心として、地域と学校の連絡調整、情報の共有、活動の企画、調整、運営、啓発などの役割を担うのが**「地域学校協働活動推進員」**です。

「地域学校協働活動推進員」は、**教育委員会の委嘱**によってその立場が**明確**に位置付けられ、地域協育ネット協議会等を活動拠点とした「コーディネーター」等の動きに加えて、**学校運営への参画**等も可能となります。

(3) 委嘱によって期待できること

- 学校・家庭・地域、そして委嘱を行う教育委員会が、**それぞれにつながる**ことで課題や成果を共有しやすくなります。
- 地域の人々が、学校運営への参画に**一歩を踏み出す**きっかけとなります。
- 子どもたちの豊かな学びとともに、**地域づくり**にもつながります。



② 地域学校協働活動推進員とは？

(4) 大切なこと

育てたい子どもの姿とめざす地域の姿を、学校・家庭・地域が当事者意識をもって共有することが、地域学校協働活動の柱となります。

そのために地域協育ネット協議会や学校運営協議会等で、積極的に意見を交わすことが大切です。

(5) 地域学校協働活動の推進

本県では、「やまぐち型地域連携教育」に位置付けている中学校区での、地域協育ネットの仕組みを基盤とした地域の人々や団体による緩やかなネットワーク体制（地域協育ネット協議会等）により推進します。

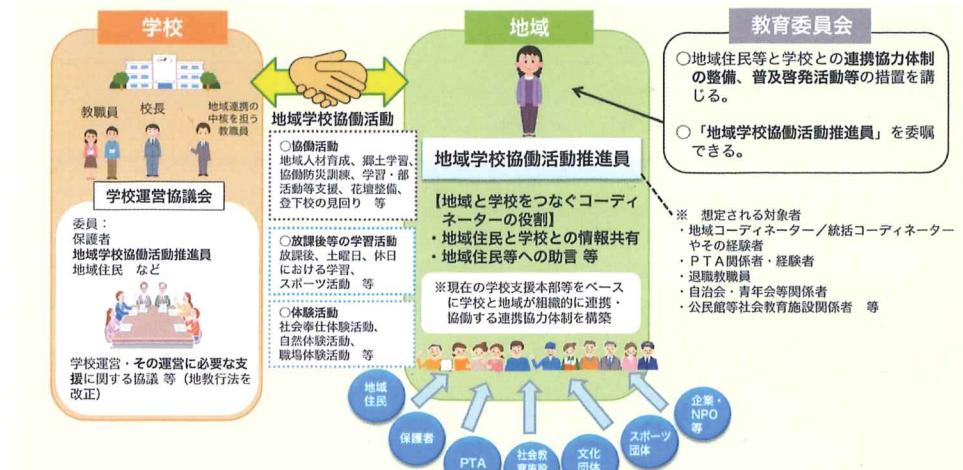


目標やビジョンの共有をもとにして進める、学校と家庭と地域が協働した取組は、子どもたちと地域住民の日常的なふれあいを促進するとともに、多様な人々とのかかわりを通じて、子どもたちの学びや体験をより豊かなものにします。

また、学校が地域住民の学びの場や交流の場ともなり、地域の人づくりや絆づくりにもつながります。



(6) 地域学校協働活動のイメージ



出典「地域学校協働活動ハンドブック」H30年1月 文部科学省

(7) 参考資料



文部科学省 Web ページ「学校と地域でつくる学びの未来」
<https://manabi-mirai.mext.go.jp/>

こちらからご覧になれます



③ 地域学校協働活動推進員の声を紹介します!

Q 地域学校協働活動推進員（もしくはコーディネーター）になったきっかけを教えてください。

地域やコミュニティセンターでの様々なボランティア活動を通して、多くの方を知つていたことを強みに、学校と地域をつなぐ働きかけができればと思ったからです。

Q 委嘱をうけた後、周囲（教職員・子ども・保護者）はどのように変わりましたか？

学校の多くの先生方から気軽に話しかけてもらえるようになり、地域と学校の距離感が縮まったと感じています。

Q 推進員として、まずどのようなことから取り組まれましたか？

島田川協育ネット協議会の会長とともに、中学校区内の各学校に出向き、関係の皆さんと顔を合わせて話をすることからはじめました。

Q 一番やりがいを感じるのはどのようなときですか？

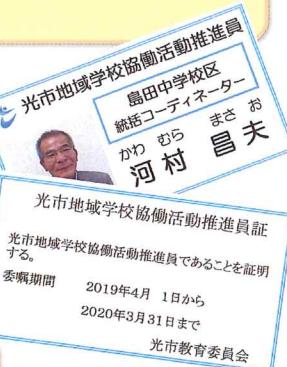
楽しさの中にも厳しさを取り入れた子どもたちとの関わりや活動を通して、一人ひとりに笑顔が見られたときです。

Q 今後さらに進めていきたいことは何ですか？

これまで以上にPTAの方々との連携・協働を進め、めざす子どもの姿の実現に向か、働きかけていこうと思っています。

Q 最後に、一言メッセージをお願いします。

学校と地域の相互理解、信頼関係のもと、勇気をもって踏み出すことが必要です。時間をかけ、汗をかき、笑顔を提供することで、子どもたちからも笑顔と元気な挨拶が返ってきますよ！



【光市 河村昌夫さん】

Q 地域学校協働活動推進員（もしくはコーディネーター）になったきっかけを教えてください。

教職を退いた後、学校の状況を知っている私が、学校と地域の架け橋となって地域に貢献できるのであれば、楽しい第二の人生になると思ったからです。

Q 委嘱をうけた後、周囲（教職員・子ども・保護者）はどのように変わりましたか？

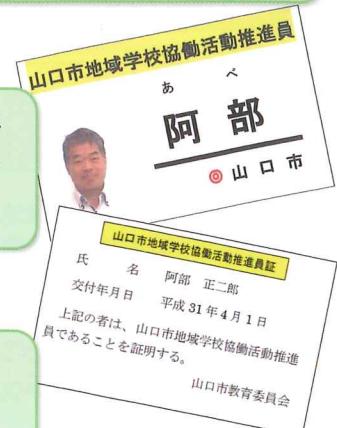
これまで以上に教職員や生徒、保護者との心の距離が近くなってきた、と感じるようになりました。これは、委嘱されたことによる信頼感の高まりだと思っています。

Q 推進員として、まずどのようなことから取り組まれましたか？

地域協育ネットのもつ教育力を最大限にいかした活動をイメージし、学校に取り込む方策を考えました。

Q 一番やりがいを感じるのはどのようなときですか？

子どもや先生方、そして地域住民の笑顔が見られたときです。自分の楽しさや喜びが地域全体の充実感につながっていると感じるからです。



【山口市 阿部正二郎さん】

Q 最後に、一言メッセージをお願いします。

学校・家庭・地域が役割意識をもち「ワンチーム」になれるような地域をつくることが、ふるさとを愛する子どもを育てるにつながる。またその思いが家庭を元気にし、地域を活性化させると信じて、できることから始めてみませんか？

④ 地域学校協働活動推進員の活動事例①【光市】

■地域学校協働活動推進員としての取組の様子

活動拠点「島田川協育ネット協議会」



光市立島田中学校
Webページはこちら

協議会の特徴

活動は
島田中学校区

教職員や各団体
との調整

共通実践項目
の取組

4小1中の
特色を生かした
活動

こんな取組をしています！

	中学校区の一体的 推進	各地区担当者間の 連携	共通実践項目の取組 (ピカピカデイ)
取 組	島田川協育ネット協議会会长とともに各校の学校運営協議会に参加し、情報提供や活動について、助言を行っています。	各校のコーディネーター同士、コミュニティセンター主事同士が集まって話し合いができる情報交換会をコーディネートしています。	中学校区で同時期に実施する地域奉仕活動(ピカピカデイ)に参加し、状況把握をしています。活動後に参加者の声を聴き、情報共有に努めています。
成 果	学校・家庭・地域関係者との関係づくりにつながるとともに、中学校区全体で子どもたちを育んでいく意識が広がってきています。	取組状況や課題、地域での子どもたちの様子の把握につながっています。また、コミュニティセンター間や学校と地域の行事のすり合わせが可能となっています。	中学校区の共通実践項目の取組とすることで、各学校と地域が連携した一体的な活動となり、参加者の増加や意識の向上につながっています。



「島田川っ子サミット」

中学校区内の各小学校の代表児童が集まり、中学生のファシリテートのもとで、めざす子ども像について、意見を交換しています。



「校内・校外コーディネーターとの情報交換会」

各学校の問題点や活動状況を情報共有しながら、共通実践項目について話しています。



「花の日」

生徒や地域の方が持ち寄った花を地域の方々が花瓶に生けています。生け花は、地域の方が各教室に届けています。



「コミュニティセンター主事 との連絡調整・情報交換会」

各コミュニティセンターと学校との連絡調整を行い、地域での子どもたちの様子を情報交換しています。

④ 地域学校協働活動推進員の活動事例②【山口市】

■ 地域学校協働活動推進員としての取組の様子

活動拠点「大内・小鯖協育ネット協議会」

協議会の特徴

協議会Webページは[こちら](#)

活動は
大内中学校区

園・学校
各団体の調整

推進員同士の
連携

幼保小中連携
による一体的な
活動

こんな取組をしています！

	幼保小中と家庭・ 地域の一体的な活動	中学校区推進員間の 連携	あいさつ運動
取組	協議会で決定した 「あたりまえ 10 箇条」を地域内で共有できるよう学校・地域連携カリキュラムを全戸配布し、地域一体での活動促進に努めています。	地域学校協働活動推進員の代表が毎月の校長連絡会に参加し、その内容を各校の地域学校協働活動推進員（コーディネーター）へ情報提供しています。	各園・学校で同時にあいさつ運動を実施し、活動状況を把握しています。参加者と情報共有することをとおして、活動を振り返っています。
成果	「あたりまえ 10 箇条」が園・学校・家庭・地域の中で浸透しつつあり、地域学校協働活動への参加者が増えてきています。	毎月の学校行事の情報共有を図ることで、中学校区内の各園や学校と連携・協働した活動が可能となっています。	各園・学校の連携した取組となることにより、地域の方や保護者の主体性の向上と参加者の増加につながっています。



「あいさつ運動強調週間」

年2回、地域全体であいさつ運動に取り組んでいます。中学生が出身小学校へ出向くことで、小中学生や教職員・地域の方とふれあう機会にもなり、園・学校・家庭・地域の一体感が高まっています。



「学力向上教室（地域未来塾）」

テスト期間中に中学校で行う学力向上教室は、地域の方や大学生、教職員に支えられています。長年実施していることで、卒業生も中学生の学習支援に加わる等、人づくりの好循環が始まっています。



「立志式」

毎年、小鯖地域にある禅昌寺で立志式を行います。地域や保護者の方々が約10kmの道程を子どもとともに歩き、安全を見守っています。



「熟議」

毎年度最後の地域協育ネット協議会では、生徒会役員が司会や発表役となり、園・学校・家庭・地域の代表者とともに熟議を行っています。

⑤ 地域学校協働活動推進員の委嘱までの流れ

【教育委員会で行うこと】

① 教育委員会において、地域学校協働活動推進員に望む役割等を明確にする

② 地域学校協働活動推進員設置要綱等の策定

③ 地域学校協働活動推進員候補者の選定

④ 選定された推進員候補に役割等について説明の上、内諾を得る

⑤ 設置要綱等に基づき、地域学校協働活動推進員の委嘱(委嘱状を渡す)

地域学校協働活動推進員の委嘱を行った教育委員会は、活動拠点の整備を行うとともに、全面的な相談・サポート体制の構築をお願いします。☆



⑥ 設置要綱例【○○市の場合】

〈地域学校協働活動推進員設置要綱の例(①新規で策定する場合)〉

○○市地域学校協働活動推進員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会教育法第九条の七第一項に基づき○○市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する地域学校協働活動推進員(以下「推進員」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 推進員は、社会教育法第五条第二項に基づく地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

(設置)

第3条 教育委員会は、○○市立の各小・中学校区(以下「学校区」という。)に推進員を置くことができる。

(定数)

第4条 推進員の数は、地域の実情を考慮のうえ、各学校区〇名程度を原則とする。ただし、同一の推進員が複数の学校区を担当することを妨げない。

(資格及び委嘱)

第5条 推進員の委嘱は、次の各号の全ての資格要件に該当する者のうちから、当該学校区の校長及び公民館長の推薦により、教育委員会がこれを行う。

- (1) 地域において社会的信望がある者
- (2) 地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者

(委嘱期間及び委嘱の解除)

第6条 推進員の委嘱期間は、委嘱を受けた日からその日が属する年度の末日までとする。ただし、再任は妨げない。
2 教育委員会は、推進員が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、任期の満了前であっても委嘱を解くことができる。

- (1) 心身の故障のため活動の継続に支障があり、又はこれに堪えられないと認められる場合
- (2) その他推進員としてふさわしくない行為を行ったと認められる場合

(活動内容)

第7条 推進員の活動内容は、次の各号のとおりとする。

- (1) 地域の教育課題解決に必要な総合的な連絡調整に関する活動
- (2) 地域・学校の教育活動への支援や企画、参加促進に関する活動
- (3) 学校運営協議会その他必要な協議会との連携調整に関する活動
- (4) その他推進員の設置の目的を達成するために必要な活動

(推進員協議会)

第8条 教育委員会は、次の各号に掲げる事項を協議するため、必要に応じて推進員協議会を開催することができる。

- (1) 推進員の行う活動や教育課題等についての情報交換に関すること。
- (2) 地域の教育課題等についての研究・協議・提言等に関すること。
- (3) その他推進員の目的を達成するため必要な事項に関すること。

(守秘義務)

第9条 推進員は、教育委員会又は学校の許可があつた場合を除き、その活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、推進員の委嘱期間終了後も同様とする。

(事務局)

第10条 推進員及び推進員協議会の庶務は、教育委員会○○○課において処理する。

(費用弁償等)

第11条 推進員が活動に要する経費、またはその他の経費については、別途定める。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、推進員に関し必要な事項は、別に教育委員会が定める。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

※2018年6月改訂版の参考手引(ver.1.03)では、新規で要綱を策定する場合の例として、委嘱すると共に特別職の公務員として処遇するような場合に盛り込む内容(教育委員会の指揮監督等)が記載されており、多くの自治体における地域学校協働活動推進員の設置に関する要綱例としては適切でなかったため、当該記載を削除しております。

出典「地域学校協働活動推進員の委嘱のための参考手引」H30年11月 文部科学省

地域学校協働活動推進員に関する市町の窓口

あなたも、「できること」から「無理なく」始めて
地域と学校を「つないで」みませんか？



市町名	担当窓口	TEL
岩国市	岩国市教育委員会 生涯学習課	0827-29-5210
和木町	和木町教育委員会	0827-53-3123
柳井市	柳井市教育委員会 生涯学習・スポーツ推進課	0820-22-2111
周防大島町	周防大島町教育委員会 社会教育課	0820-78-2205
上関町	上関町教育委員会 教育文化課	0820-62-0069
田布施町	田布施町教育委員会 社会教育課	0820-52-5813
平生町	平生町教育委員会 社会教育課	0820-56-6083
下松市	下松市教育委員会 生涯学習振興課	0833-45-1870
光市	光市教育委員会 文化・社会教育課	0833-74-3604
周南市	周南市教育委員会 生涯学習課	0834-22-8621
山口市	山口市教育委員会 社会教育課	083-934-2865
防府市	防府市教育委員会 生涯学習課	0835-23-3015
宇部市	宇部市教育委員会 教育支援課	0836-34-8630
	宇部市教育委員会 コミュニティスクール推進課	0836-37-2780
山陽小野田市	山陽小野田市教育委員会 社会教育課	0836-82-1203
美祢市	美祢市教育委員会 生涯学習スポーツ推進課	0837-52-5261
下関市	下関市教育委員会 生涯学習課	083-231-7968
萩市	萩市教育委員会 文化・生涯学習課	0838-25-3511
長門市	長門市教育委員会 生涯学習スポーツ振興課	0837-23-1259
阿武町	阿武町教育委員会	08388-2-0501

【問い合わせ先】

山口県教育庁 地域連携教育推進室

〒753-8501 山口市滝町1-1

TEL：083-933-4661 FAX：083-933-4669